

令和5年11月24日付け県公報第470号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年2月9日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関  
静岡県
- 2 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間  
変更前 令和5年11月6日から令和6年1月31日まで  
変更後 令和5年11月6日から令和6年4月30日まで
- 4 作業地域  
浜松市浜名区三ヶ日町